

会 議 記 録

会議名称		第73回杉並区環境清掃審議会
日時		平成31年3月19日(火) 午後2時00分～午後3時05分
場所		区役所第3・4委員会室(中棟5階)
出席者	委員名	竹内会長、中川副会長、石山委員、岩淵委員、岡村委員、清水委員、 住田委員、田中委員、内藤委員、永井委員、古谷委員、宮嶋委員、 八木委員、けしば委員、脇坂委員、中丸委員、吉川委員 (17名)
	区側	都市整備部管理課長、環境部長、建築課長、市街地整備課長、拠点整備担当課長、みどり公園課長、みどり施策担当課長、環境課長、ごみ減量対策課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長
傍聴者数		0名
配付資料等	事前	第72回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案) 西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差化計画及び関連する道路計画について(資料1) 上井草駅周辺まちづくり計画(中間のまとめ)【概要版】(資料2) 東京都環境影響評価制度(資料3) 西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書に対する意見について(案)(資料5) 環境影響評価スケジュールイメージ(資料6) 区政モニターアンケートの実施について(資料7)
	当日	次第 席次表 西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書の提出について(要約)(資料4) 大規模建築物等に関する報告(資料8) 杉並区の人口及び世帯数並びに外国人人口及び外国人のみ世帯数の推移(参考)
会議次第		議事内容 確認事項 第72回杉並区環境清掃審議会 会議記録(案)の確認について 意見聴取 西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書に対する区長の意見(案)について 報告事項 (1)西武鉄道新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差化計画及び関連する道路計画について (2)大規模建築物等に関する報告 (3)区政モニターアンケートの実施について その他

<p>発言者</p>	<p>第73回環境清掃審議会発言要旨 平成31年3月19日(火) 発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、環境清掃審議会を開催いたします。 本日の出欠状況ですが、ただいま15名の方の出席をいただいております。定足数に達しておりますので、第73回杉並区環境清掃審議会は有効に成立をしております。</p> <p>なお、本日の傍聴者は現時点ではございません。</p> <p>では、会長より開会宣言をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまから、第73回杉並区環境清掃審議会を開会いたします。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>では、まず資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前配付をさせていただきましたのは、第72回の環境清掃審議会、前回の「会議記録の案」です。</p> <p>続いて、資料1は「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」です。資料2は「上井草駅周辺まちづくり計画（中間のまとめ）【概要版】」です。資料3は「東京都環境影響評価制度」のパンフレットです。資料4は、本日席上にも置かせていただいておりますが、今月上旬に一度お送りをしております「環境影響評価調査計画書の提出について」の要約版です。そして、資料5は、「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書に対する意見について」の案、資料6は「環境影響評価のスケジュールイメージ」です。資料7は「区政モニターアンケートの実施について」です。こちらは、本日席上で差しかえのものを置いています。</p> <p>続きまして、本日席上に配付をさせていただきました資料ですが、「次第」と「席次表」、資料4の「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に係る環境影響評価調査計画書の提出について（要約）」、資料8の「大規模建築物等に関する報告」、そして、資料番号はございませんが、「杉並区の人口及び世帯数並びに外国人人口及び外国人のみ世帯数の推移」。こちらは、前回の質問のありましたことに関連する資料です。先ほど申し上げましたが、「区政モニターアンケート」、速報版について訂正がありましたので、本日席上にて差しかえ版を置かせていただいております。</p> <p>不足資料等がございましたら、お申し出ください。</p>

<p>会 長</p>	<p>続きまして、次に、本日の議事内容といたしましては、次第にありますとおり、初めに「会議記録」の確認をさせていただきます。</p> <p>次に、「西武鉄道新宿線の連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」ご報告をさせていただいた後、「環境影響評価制度」について、また「環境影響評価調査計画書に対する区長の意見案について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>そのほか、「区政モニターアンケートの実施について」、「大規模建築物等に関する報告」をさせていただき、それぞれ質疑応答の時間をとらせていただきたいと思います。</p> <p>では、会長よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>初めに、お手元にございます、12月に開催した「第72回杉並区環境清掃審議会会議記録（案）」の確認をさせていただきます。会議記録の案につきましては、事前に郵送させていただいておりますが、何かご質問やご意見はございますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご同意いただけたということで、第72回会議記録の（案）を取らせていただき、確定といたします。</p> <p>続きまして、先に報告事項としての「西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」説明をお願いします。</p> <p>なお、これは、次の意見聴取にあります、環境影響評価調査計画書に係る西武鉄道新宿線連続立体交差事業についての説明になります。環境影響を及ぼすような大規模な事業の内容についてご報告いただくもので、この事業についての意見はこの場で聞くものではありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お願いたします。</p>
<p>拠点整備担当課長</p>	<p>拠点整備担当課長です。よろしくお願いたします。</p> <p>私からは、「西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画及び関連する道路計画について」ご報告させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>こちらは先月、東京都と沿線の区市、杉並、練馬、西東京市、等の合同で、都市計画に関する素案の説明会を行ったときの資料です。西武新宿線の高架化に關します都市計画素案のパンフレットです。</p>

こちらのパンフレットを2枚おめくりいただきまして、右のページにA3の「連続立体交差化計画の概略図」をご覧ください。

こちらの図面の上段が鉄道のほうの平面図で、下段が縦断面図となっています。この図の中で、赤色で示した部分が、今回、鉄道を計画している線となります。この鉄道の計画に関しましては、今後、東京都が事業主体となりまして、都市計画の決定を行っていくこととなっています。

今回の事業予定区間ですけれども、杉並区内の環状8号線のところの井荻駅の西側から練馬区を通りまして、西東京市の西武柳沢駅のところまでの約5.1kmの区間が対象区間となっています。

鉄道が今回東西にわたって高架化される計画となりますので、日が上りますと、北側が日陰になり、日影等の環境面の影響を緩和するために、線路の北側には側道という道路をあわせて計画するものです。

また、駅などへのアクセス性の向上、地域の利便性を高めることも目的としています。

側道は、平面図の中で濃い緑色の部分です。鉄道の計画線の赤の部分に沿って、北側にずっと沿線に濃い緑色の部分があります。

区内におきましては、赤い枠で上井草駅と書いてある付近に、東鉄新付1、東鉄新付2、東鉄新付3、東鉄新付4と書いてある部分が、今回計画している側道の部分です。

こちらは、1番のところが道路幅員が6メートル、2番、3番が9メートル、4番が6メートルといった道路を、鉄道の北側に計画しています。

また、東鉄新付4の西側、4と5の間の薄い緑の部分は、凡例にありますとおり、「側道等を検討中の範囲」となっています。

この道路につきましては、現在、上井草の北側で、駅舎等が、高架化されるという計画で、北側に東鉄新付1区間と同様に、側道が必要となってきますが、駅周辺のまちづくり計画の検討が少し遅れていまして、側道をどの位置にするかは、駅前広場なども影響する範囲になってくるため、今回は都市計画素案では出さず、「側道等を検討中の範囲」ということで、このような記載としています。

次に、もう1ページおめくりいただきまして、「工事着手までの流れ」というものをご覧ください。

こちらに、左側、「都市計画の流れ」と、右側が「環境影響評価の流れ」が並列で記載されています。

	<p>現在は、左側の赤枠の「都市計画素案の説明会」を先月実施したところです。並行いたしまして、事業主体である東京都及び西武鉄道は、環境影響評価に関します「調査計画書」を作成し、都知事へ提出し、今月3月5日より14日までの間、縦覧及び意見書の募集を行ったところです。</p> <p>今後は、それぞれ法や条例などの手続に沿いまして、都市計画手続等とリンクしながら進めていく予定になっています。</p> <p>次に、資料2の「上井草駅周辺まちづくり計画（中間のまとめ）概要版」をご覧ください。</p> <p>区では、この連続立体交差事業とあわせまして、駅周辺のまちづくり計画を進めており、道路交通面での課題を調査、検討し、区の考え方をお示しするオープンハウスを昨年11月に開催いたしました。地域の方からは多くのご意見などをいただいたところで、その意見などを踏まえまして、駅前広場や駅前のバス通りの整備などの考え方についてまとめたものです。</p> <p>今後は、この検討を深度化しまして、先ほどの上井草駅周辺の部分をどのような計画にしていくか、地域の皆様のご意見を伺いながら、計画化してまいりたいと思っております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>少し込み入っている感じですが、事業主体は、東京都と西武鉄道ということですが、当然、杉並区やほかの市にもまたがっているところですので、そこでの影響がどうなのかといったところを、今後、考えていくわけですが、基本的には、踏切がなくなったり、交通の利便性が図られるということで、踏切がなくなって、南北の流れがよくなるといったところでしょうか。</p>
<p>拠点整備担当課長</p>	<p>はい。今回の目的は、鉄道の事業になっていますけれども、事業的には道路を整備する事業で、道路を鉄道と連続して立体交差化するという事業です。</p> <p>この区間、区内10か所の西武新宿線の踏切のうち朝の時間や夕方時間に開かない踏切が5か所あり、1時間に40分以上閉まっているといったところもあります。この事業により、一気に解消できるということで、踏切事故の解消や、踏切渋滞のなくなったまちが安全で快適なものになっていくというものを目指していくものです。</p>
<p>会長</p>	<p>区内の該当する線路は、1から5あたりまでですが、幹線道路ではないですが。</p>

拠点整備担当課長	<p>はい。区内、鉄道に沿いまして、このあたりは区画整理されている土地ですので、鉄道の線路に沿って、東西に既に道路があり、今回は、完全にこういった高架になるということの環境面への影響を考慮して、日影になる部分をよけるために、側道を整備していくことがメインになってくる状況です。</p> <p>この駅の北側と南側に道路が東西にあります。そんなに交通量があるところではなく、また、幹線道路になるようなことはございません。したがって、歩行者に優しい道路づくりをできればと思っております。</p>
会 長	<p>南北が幹線道路ではないので、あえてその踏切がなくなっても、極端に交通の流れが大きく変わるというわけではないのですか。</p>
拠点整備担当課長	<p>上井草駅前の南北のバス通りは、区内で主要な生活道路で、また、さらに東側の環八との間に八丁というところを通る道路も主要な生活道路となっており、かなり交通量も多くなっています。ただ、その車がこの側道に入ってくるということは考えておりません。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かご質問ある方、ぜひお願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
N 委 員	<p>大まかな着工の予定を教えてください。</p>
拠点整備担当課長	<p>資料1の「都市計画の流れ」をご覧ください。一番上の赤い部分の「都市計画素案の説明会」を、先月、2月13日から16日の4日間で行いました。その際、東京都の説明では、「都市計画案の説明会」を平成31年度中に行い、「都市計画決定」を平成32年度に予定しているとのことでした。その後、「都市計画の事業認可」が大体平成33年度から平成34年度あたりだろうというふうに予測をしています。この後、事業着手になりますので、「事業着手」から大体全体の流れで15年ぐらいかかるような事業となっています。</p> <p>これは用地買収や工事を鉄道を営業しながら行っていくので、やはり細心の注意を払って丁寧に行っていく必要があるため、15年かかるとのことでした。</p>
会 長	<p>ほかによろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に、まず「環境影響評価制度」について、それから、「調査計画書の内容」について、そして最後に、「調査計画書に対する区長の意見案」についてご説明をお願いします。</p>
環 境 課 長	<p>では、環境課長からご説明いたします。続けて説明いたします。</p>

まず初めに、ご意見を伺う前に、「環境影響評価制度」についてご説明をいたします。

お手元の資料3をご覧ください。「環境影響評価制度」のパンフレットです。「環境影響評価制度」は、環境アセスメント制度とも言いますが、この制度は、事業者が大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測、評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聞くとともに専門的立場からその内容を審査することなどにより、環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みをいいます。

1ページ目をご覧ください。

今回の事業は、東京都と西武鉄道が事業者であることから、この1ページ目の青い部分の「事業段階環境影響評価手続」に該当し、ここから始まります。詳しくは後ほどご説明をいたします。

そして、杉並区とこの制度の関係といたしましては、区はこの制度に基づいて縦覧、閲覧等を行うとともに、環境に影響のある区として、区長が東京都へ意見を述べるができるというものです。

また、これとは別に、都民や都内にある事業者が、直接、東京都へ意見を提出できることになっておりまして、その期間は、今月3月25日までとなっております。

3ページをご覧ください。

今回の対象事業は、3番「鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良の事業」に当たります。

6ページをご覧ください。

先ほど、説明のありました事業計画案が、この上の図の「事業プロセスと環境影響評価制度（基本）」の真ん中のあたりに赤囲みで「事業計画案」と記載しているところに当たります。

そして、この計画案をもとに、「環境影響評価の項目」、ページの下部分になりますけれども、大気汚染や悪臭、騒音・振動など、この項目の中から、どの項目がこの事業を実施する際に影響があるかというものを選定し、選定した理由、選定しなかった理由を示すとともに、調査の方法が今回のこの調査計画書の中に示されているというものです。

続いて、資料4をご覧ください。

資料4は、調査計画書の要約版です。こちらは3月1日に一度お送りしております。そのほか、本日は計画書を一部抜粋したものを席上に配付をさせていただいております。

この計画書は先ほど申し上げたとおり、事業に係る具体的な「環境影響評価の項目の選定」、「調査の手法」などが掲載されています。

計画書原本は、分厚い冊子になっており、後ほど供覧をさせていただきます。

要約版の1ページ目ですが、事業者は東京都と西武鉄道株式会社。対象事業の内容は、上井草一丁目を起点に、西東京市、東伏見一丁目までの約5.1kmの区間となっており、踏切の解消数は全体で19か所。工事予定期間は15年となっています。

2ページ目以降は、「環境影響評価の項目の選定」、「調査の手法」等が記載されています。「環境影響評価の項目」は、記載のとおり、「騒音・振動」、「土壌汚染」、「日影」、「電波障害」、「景観」、「史跡・文化財」、「自然との触れ合い活動の場」及び「廃棄物」の8項目が選定されています。

また、本日席上に置かせていただきました追加の資料は、選定をした項目とその理由、選定しなかった項目とその理由などが記載されています。

資料の5をご覧ください。

こちらは、先ほどの調査計画書に対しまして、杉並区長の意見として作成をしたものの案です。

この意見書は区民の意見を取りまとめて作成をするものではなく、区の関係各課の意見等をまとめて作成をしたものです。

区民や都民の方の意見は個別に東京都に提出するということになっております。

区長意見の前段につきましては、上井草の地域の特徴としまして、区画整理や鉄道の開通等により、閑静な住宅地として発展をしているということや、スポーツセンターや農芸高校、杉並工業高校など4つの高校が立地する教育文化が集中する地域であるということで、長期間にわたるこの事業においては、可能な限り環境影響の低減に努めてもらうように、このような意見を取りまとめたということが記載されています。

「全体的な意見」として、住民にわかりやすい簡潔な表現で説明をすること、公害等の防止に向けた法令等規制値への確実な対応及び環境改善に努めること、省資源、省エネルギー等に努めることなどが書かれているほか、(4)「評価項

<p>会 長</p>	<p>目の増設」として、「大気汚染」について評価項目に追加していただくように、意見として述べています。</p> <p>東京都は、その工事車両等による排出ガスによる影響は少ないなどの理由で選定しておりませんが、今回の事業区間は、住居が近接しているというようなことを踏まえ、工事の施工中について評価項目に追加をしていただきたいと思います。</p> <p>資料6のスケジュールイメージ図をご覧ください。</p> <p>資料左側の「30年度の（後期）」と書いてある部分の上から2段目、杉並区のところを環境清掃審議会から矢印が引いてありまして、区長意見提出に参考意見と記載があります。今回の審議会では、この審議会の本来の所掌事項ではございませんが、参考意見をお聞かせいただきまして、それを踏まえて区長意見として東京都へ提出したいと考えております。</p> <p>「31年度」につきましては、環境影響評価の評価書案が出てきますので、それについて、この環境清掃審議会として、区長の諮問に対して答申をしていただくということになります。来年度、当該事業についてももう一度あるということを踏まえていただければと思います。</p> <p>ただし、この31年度の評価につきましては、まだ時期が未定ですので、来年度も審議会について、変則的な開催となる可能性がありますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最終的には、その「調査計画書に対する区長の意見案」についてご意見、ご質問等を伺いますが、その環境影響評価は、大きくは工事中に気にするべきことと、それから、でき上がった後に気にするべきことの大きく2つあります。</p> <p>今出されているものは、東京都が考えた、ここの部分を気にすべきだろうというものが、資料4の2ページ目で丸がついている部分です。</p> <p>これに対して、区長案としては、追加は資料5の（4）のところで、「大気汚染」について追加でやるべきであろうという意見と、細かくこういうところに配慮してくださいという意見になっています。</p>
------------	--

	<p>通常、工事は削岩機を使ったりしますが、粉じんの中でも、特にアスベストなどは、多分区民の方は気にされると思うのですが、この施設でその有無とか既に確認されているのでしょうか。</p>
環境課長	<p>現在のところは、わかっておりません。</p>
会長	<p>そのあたりがもしあるのであれば、そこも十分配慮してほしい。単なる粉じんというよりは、やはり区民の方が一番気にされるところを、少し追加できるのではないかと思いました。</p>
	<p>あとは、通常はでき上がった後の高架が高くなるので、多くの場合はやはり騒音です。周囲に住んでいる方、遠くまで音が聞こえてしまうようになり、あとは、電車の本数が増えるのか減るのかというようなところです。そのあたりがこのアセスメント案件ではよく出てくる話かなと、経験的には思うところです。</p>
	<p>皆さんからどうでしょうか、この区長意見案についてご意見、ご質問等ございましたら、ぜひともご指摘いただきたいと思います。</p>
J 委員	<p>どうぞ、はい。</p>
	<p>この環境影響評価に至る過程で、ちょっと手続的なことで一点だけお聞きしておきたいと思います。</p>
	<p>踏切の解消のためには、構造形式は高架と地下と2つあるわけですが、地域住民の中では、その構造形式に関しては議論がないまま、東京都によって高架が決まって、今回、この環境影響評価過程に入ることになりました。</p>
	<p>この評価項目を見ますと、高架にした場合と地下にした場合の環境影響の違いについて、事前に東京都から何らかの説明あったのかどうか、その点だけ確認しておきます。</p>
会長	<p>お願いします。</p>
環境課長	<p>特段、東京都からの説明はございません。</p>
拠点整備担当課長	<p>補足ですけれども、都のほうで高架を選定した際に、この区間の地形的な条件や、事業面での条件、あと計画面での条件という3条件をもとに検討されたようです。その中で計画的な面の中で、「騒音・振動」や「地下水」の影響などは、当然考慮しており、環境影響評価の中で、対応はおこなっていくと聞いております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>ほかにはいかがでしょうか。 はい、どうぞ。</p>

E 委 員	<p>資料4「95ページ」に「廃棄物について」という項目がありますけれども、当然、こういう大規模工事をしますと、いろんな廃棄物が出ますけれども、基本的に、事業者が処理するということでしょうか。</p> <p>杉並区の清掃工場に持ってくるごみは、例えば昼食を食べたときのごみなどは、区のごみとして収集されるのでしょうか。</p> <p>要するに、工事にかかわるごみは、全部事業者が基本的には処理するという考えでよろしいのでしょうか。当然、大きなものは当然かもしれませんが、小さなごみも含めて、この事業に関するごみの処理、廃棄物としての処理は、事業者の責任のもとで行うということでしょうか。</p>
ごみ減量対策課長	<p>ごみ減量対策課長です。</p> <p>区の収集運搬につきましては家庭から出るごみに限られておりますので、これについては、事業系の廃棄物になりますので、民間で処理をするということになります。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>どうぞ、はい。</p>
B 委 員	<p>資料4の2ページ目で、「環境影響評価の項目」が挙げられていますが、ここに言葉として挙げられていることではないのですが、それぞれの個別の項目を総合的に見たときに、防災とか安心、安全を確保するとか、何かのときに避難経路を確保するとか、そういう視点での配慮に関して、どのようなことが配慮されているのか、そういうことを知りたいと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
拠点整備担当課長	<p>工事中であれば施工計画の中で、災害時の安全対策というのは、当然、事業者と施工者の間で取り交わしておりまして、それに基づいて、適正な避難誘導が行われると考えております。</p>
会 長	<p>ほかには、よろしいでしょうか。どうですか。</p> <p>どうぞ。</p>
F 委 員	<p>資料5の「区長意見」の裏面の2番、「評価項目に関する意見」の(3)「景観」に①と②とありまして、①は景観法等の方針に沿い、西武新宿線沿線の景観特性に適した景観形成に努められたいとありますが、ちょっとイメージが湧かないので、もう少し具体的にどういうことなのか教えていただきたいと思っております。</p>

都市整備部管理課長	<p>同様に②高架化に伴う鉄道からの沿線の眺望は、町並みや四季折々の自然の変化が望めるよう、配慮いただきたいとありますが、これも具体的にお願いします。以上です。</p> <p>管理課長です。</p>
会長	<p>区では、景観条例や景観計画というのを制定しており、それぞれのエリアの特性に応じて、いろいろな建物とか工作物をつくる場合に指針を策定しています。</p> <p>例えば、西武線の沿線でありますと、自然の水路ですとか、昔からある崖などの自然的要素や、駅周辺においては、にぎわいのある商店街が形成されている公共的要素などの景観特性があり、それらを損なうことなく、何かつくる時には、色彩であるとか形状であるとか、そういったものを配慮してほしいということだと思います。</p> <p>例えば、川の橋なども、区の場所によって、緑だとか桜色だとか、色彩でゾーン分けをして、こういったところに配慮してくださいというような計画内容もあります。そのような景観特性に適した景観形成を行ってほしいということで、このような記載になっているかと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>そうしましたら、これが区長案として東京都へ提出され、次年度、4月以降で、今度は評価書案についての諮問、答申が行われる予定ということですね。</p> <p>こちらに関しても、基本的には区長の意見に対して、ということよろしいのでしょうか。</p> <p>区民の意見を集約するというわけではなくて、区としての、区長としての意見ということよろしいですか。</p>
環境課長	はい、そのとおりでございます。
会長	はい、わかりました。
	それでは、次年度、それを待つということにいたしましょう。
	それでは、次の議題に移りますが、報告事項です。ご説明をお願いします。
環境課長	<p>続きまして、次第によりまして、「区政モニターアンケートについての実施について」ご説明をさせていただきます。</p> <p>資料の7をご覧ください。</p>

	<p>このアンケート調査は、平成27年12月に一度実施をいたしまして、内容について少し見直しを行い、今回、平成31年2月14日から2月28日まで、おおむね2週間の調査を行いました。</p> <p>この区政モニター制度といいますのは、区民の方から区政全般に対するご意見やご提案をいただきまして、区政に反映させていくための制度です。</p> <p>モニターさんは毎年募集を行い、おおむね200名の方がいらっしゃいます。</p> <p>アンケート調査票は、区政モニターに対して、郵送またはインターネットによりご回答をいただきました。内容は別紙のとおりで、既にアンケートは終了しておりますので、本日は最新の速報値をお配りしています。</p> <p>報告書としてまとまるのは4月中旬ということですので、完成いたしましたら、委員の皆様には郵送でお送りさせていただきたいと思っております。</p> <p>内容はまだ速報ということですので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>前年度に、基本計画を改定した経緯もあってということだと思います。</p> <p>全体的なイメージとしてはどういったところなのか、少し補足していただけますか。</p>
会 長	<p>例えば、問13、5ページをご覧ください。</p> <p>「海洋へのプラスチックごみの流出による環境汚染が地球規模での問題になっています。あなたは、買い物の際に使い捨てプラスチックの削減を意識していますか。」という問いに対しまして、スーパーやコンビニなどで、プラスチック製のスプーンやストロー、マドラーなどはできるだけもらわないようにしている、または今後もらわないようにしようと思うという方が、60.7%。</p>
環 境 課 長	<p>スーパーやコンビニなどでのレジ袋はもらわないようにしているという方が56.1%、意識したことがないという方が13.3%というように、やはり区政モニターの皆様は、非常に区政、あるいはこうした意識が高い方が多いと思います。</p> <p>全体的に非常に高い割合の方が環境に配慮した行動をしているという傾向が出ているかと思っております。</p>
会 長	<p>はい。モニターの方は、特別、環境にご興味がある方が選ばれているということではないですね。</p>
環 境 課 長	<p>はい。特段、環境に特化したモニターさんではございません。</p>
会 長	<p>はい。これにつきましてご質問等ございましたら。</p>

E 委 員	<p>今、ご説明いただいたこの概要で、問4の「環境基本計画を知っていますか。」ということに対して、モニターの方は、私もモニターを過去にやったことがありますけれども、今、お話しいただいたように、それなりに杉並区の行政、その他に関心が比較的高い方がされているはずですが、④の「知らない」と回答された方が64%と、かなり高いように思います。次の問いで、「どのようにすればそれが広まると思いますか。」ということに対しては、幾つか皆さん方がお答えいただいていますけれども、この64%ということに対しては、環境部の皆様方のご感想はいかがでしょう。</p>
環 境 部 長	<p>今、かなり環境に関しまして、区民の方の関心も高まっていると感じている中で、環境基本計画自体を64%の方が知らないというのは、区のPRがまだまだ足りないということを実感しております。区のいろいろなチャンネルをもっと活用して、周知を図っていかねければと率直に感じている次第です。</p>
E 委 員 会 長	<p>よろしくお願ひします。 ほかにいかがでしょうか。 はい、お願ひします。</p>
D 委 員	<p>井荻小学校では、6年生になると、自主的に川の側道のごみ拾いというのを放課後に週1回、年間通してずっとやっていますが、僕たちがやっていることは本当に役に立っているのだろうか、すごく地道な活動で、なかなか成果が見えないので、そういう疑問を持っている子供たちがいました。最近マイクロプラスチックとか話題になると、役に立っているのかなという思いがあって、何か大人たちが捨てているごみを子供たちが拾っているって、ちょっと情けないかなと、いつも思っています。区のほうで、何かそういうごみを捨てないようにとか、イベント的なものでそういうものがあつたらいいなと思っています。</p> <p>この知らせる方法で、すぎなみフェスタなどでチラシを配ったらどうかというのが80%もあって、少しがっかりしましたが、すぎなみフェスタは、すごくたくさんごみを出しています。それもいかなものかなと、もうちょっと環境に配慮したフェスタを考えると、区の姿勢は一体どうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思いました。</p>
環 境 課 長	<p>環境部門としましては、できるだけごみを出さないように、あるいは環境にいいものを使ったイベント等をやってほしいという気持ちはあります。例えば、環境活動推進センターというところで行っている使い捨てのお皿を使わない、ディッシュリユースシステムといいまして、何度も繰り返して使用し、使い捨てにな</p>

D 委 員	<p>らないような食器を貸し出すシステムを導入するなど、そうしたものを区役所の中でも進めていきたいと考えております。まずできることから、やっていきたいと考えております。</p> <p>ディッシュリユースは井荻小のバザーでも利用させていただいて、本当に、最初の年はディッシュリユースを使わなかったら、45リットルのごみ袋が10袋以上出ましたが、ディッシュリユースを使った年は、そのごみ袋が2つに減りました。</p> <p>子供たちもすごく関心を持っていて、子供たちから、ぼろきれで拭いてから洗うというのを全員体験させています。ほかのお祭りとか、それをどれくらい普及しているかというのはわかりませんが、どんどん、そういうものを発信していったらいいのではないかと思います。</p>
杉並清掃事務所長	<p>先ほど、学校のほうでいろいろな活動をされているというお話を受けまして、私ども清掃事務所でも、学校に出向いて、いわゆる環境学習というのをしております。皆さんご覧になったことがあると思いますが、「ごみぱっくん」という清掃車、スケルトンの清掃車を使いながら、ごみの収集を体験していただくだけでなく、ごみの減量ですとか、リサイクルの大切さですとか、最近では、マイクロプラスチックなどの汚染があるということを我々職員が、お子さんにわかりやすく、年齢に合わせて、一緒に楽しみながら学習をしてもらおうというような機会をいただき、啓発に努めているところです。</p> <p>また、町会等でも、いろいろ出向きまして、懇談会とか行っているところです。その際、「環境基本計画」として明確にご説明をしているわけではないですが、区の考え方や、これから進むべき方向性、いろいろな方策などをお話して啓発を進めております。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
	<p>ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。</p>
副 会 長	<p>このアンケートは、区が設定した項目の中から選ぶようになっていますが、この「その他」25.5%というのは、どういう回答が含まれていたのですか。</p>
環 境 課 長	<p>こちらはまだ速報版ですので、詳細は分かっておりません。報告書ができあがりましたら、お送りいたしますので、大変申しわけございませんが、もう少しお待ちいただければと思います。</p>

副 会 長	<p>このように「チラシを配布する」など、この中から選びなさいと言われると、安易に丸をつけてしまうところがあると思いますので、それだと、余り効果がないのかなという気がします。</p>
会 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ほかもよろしいですか、大丈夫でしょうか。</p> <p>今、いろいろなご意見がありましたので、ぜひそれを反映するような形で今後、検討していただければと思います。</p> <p>それでは、次の報告事項、「大規模建築物」のほうですね。ご説明をよろしくお願いします。</p>
環 境 課 長	<p>それでは、資料8をご覧ください。</p> <p>「大規模建築物等に関する報告」です。</p> <p>この大規模建築物の報告は、第8期に入りまして初めての報告になりますので、まず、この取り扱いについてご説明をさせていただきます。</p> <p>これは、杉並区環境清掃審議会条例第2条及び施行規則第2条に、その他会長が特に必要と認める事項とありまして、大規模建築物に関する報告は、この会長が特に必要と認める事項として位置づけられるものです。</p> <p>報告についての対象事業や規模、報告時期などを取り決めたものが、この資料の一番上にあるもので、審議会です承され、平成28年4月1日から適用されております。</p> <p>ここに記載のある報告の取り扱いにつきましては、「杉並区の環境施策のあり方を審議するための参考としていただくものであり、個別案件の是非を問うものではない。」となっておりますので、その点についてあらかじめご了承くださいと存じます。</p> <p>それでは、平成30年度にあった大規模建築物等のご報告をいたします。</p> <p>資料8の2枚目をご覧ください。</p> <p>1の「大規模建築」についてですが、建築用途は共同住宅で、敷地面積、延べ床面積ともに3,000平米以上で、地下1階、地上4階建ての建物です。</p> <p>次に、「環境配慮事項」とは、一定規模の集合住宅などを建てるときには、事前に住環境への配慮等に関する指導要綱に基づき、事業者は事前協議を行うこととなっております。その事前協議申請において提出された環境配慮事項のうち、環境基本計画に配慮した事項が、省エネルギー等への配慮、ごみ保管施設等の配慮、緑化、歩道空間等の配慮の3つということです。</p>

	<p>次の項目にあります「環境基本計画との関係」とは、上記の「環境配慮事項」が環境基本計画の環境配慮行動のどの項目に該当するかということが記載されております。</p> <p>また、「緑化」につきましては、「環境配慮事項等」の欄に、「緑化計画」の概要を記載しております。接道部緑化、緑化面積、樹木の本数等については記載のとおりで、緑化基準を満たすように指導しているところです。</p> <p>今回は、別紙のとおり、図面もつけさせていただいております。</p> <p>図面はA3で折り込んであるものが後ろのほうに入っております、「1」と右上に書いてあるものが、この「1」の案件についての図です。</p> <p>続きまして、次ページの「2」でございますが、こちらも、地上3階、地下1階建ての共同住宅でございます、「環境配慮事項」及び「緑化計画」については記載のとおりです。</p> <p>図面については、「中高木植栽一覧」、「低木地被類植栽一覧」及び「屋上植栽」とあるため、3枚ご用意させていただいております。</p> <p>案件の「3」から「7」までは大規模建築のみで、都営住宅などの共同住宅や老人ホーム等です。規模や「環境配慮事項等」は記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>今回、第8期で初めての大規模建築物の報告ですけれども、先ほども説明ありましたが、個別のものというよりは全体的に、例えば緑が保全されているのかとか、そういった観点からご意見をいただければといったところです。</p> <p>確認ですが、今の「3」から「7」までは、緑化に関しては直接関係ないということなんでしょうか。</p> <p>緑化につきましては、まず、3,000平米以上という縛りがございますけれども、3については4,300平米ということで、3,000平米を超えている案件です。</p> <p>ただし、こちらにつきましては、隣接して建築が行われる建物と一体的な緑化ということで、昨年5月に報告をさせていただいている案件でございます。</p>
会 長	延べ床面積ですか。それとも敷地面積ですか。
みどり施策担当課長	敷地面積が、3,000平米以上です。
会 長	3,000平米以上が対象になっているということですね。
みどり施策担当課長	はい。
会 長	はい、わかりました。

	<p>今回は1番と2番のところで緑化対象となっていて、結果的には、増えているということですね。</p>
<p>みどり施策担当課長 会 長</p>	<p>緑化につきましては、基準よりは多く植えられているというような状況です。あとは、現況の樹木の再利用というか、計画上はそれを利用することはないということですか。</p>
<p>みどり施策担当課長 会 長</p>	<p>残念ながら、今回につきましては、現況の樹木の活用には至らなかったというところでは。ご指導いただいているところですが、残念ながら、現状植わっているものは再利用しないとのことですが、全体としての緑化、それから本数は基準以上のものになっているといったところです。</p>
<p>〇 委 員</p>	<p>これについて、ご意見、ご質問等ございましたらいかがでしょうか。この緑化基準というのがありますけれども、この緑化基準というのは、その基準になるものは何かあるのですか。例えば、敷地面積の何パーセントだとか。建築面積の何パーセントだとか、その基準がちょっとわからないので。</p>
<p>みどり施策担当課長 会 長</p>	<p>簡単に申し上げますと、計算式がございまして、緑地面積というのが、敷地面積に、1から建蔽率を引いたものに、こちらで定めている緑地率を掛けたものになります。例えば、1番ですと、敷地面積が約3,700平米ですので、3,700に、1から建蔽率、ここが70%になるので、1から0.7を引いた0.3を掛けて、緑地率が別に、区が住居専用地域、第一種低層住居専用地域は0.4と定めており、それを乗じたものが緑地面積ということで計算されます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>よろしいでしょうか。 ほかにいかがですか。大丈夫でしょうか。 いつも緑関係は、かなり皆さん関心があるところなので、ぜひとも引き続き、緑が減らないように、杉並区として努力していただければと思います。 それでは、本日の議題は以上です。 ほかに事務局から連絡事項等ございましたらお願いします。</p>
	<p>本日はありがとうございました。 東京都環境影響評価条例に基づく大規模な開発事業ということで、本日ご意見をいただいたところでございますが、もう一つ、杉並区の一部に影響のある計画が予定をされているという事前情報が東京都から入ってきております。</p>

ただ、これが5月末から6月頃に調査計画書が事業者から提出されるらしいということのほか、何もわかっておりません。

つきましては、また同様に区長の意見についてご意見をいただくことになると思いますので、その際はよろしくお願いをいたします。

また、次回の審議会の開催の日程について、今回の西武鉄道立体交差事業の評価書案の提出があった場合には、原則開催をいたしますが、時期がまだわかっておりません。

場合によっては、新しい案件の調査計画書の区長意見については、郵送にてご報告をして、ご意見があればご連絡いただくということになるかもしれませんが、何卒、ご容赦くださいますようお願い申し上げます。今後、情報が入り次第お知らせをしてみたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本日席上で配付をさせていただきました、「杉並区の人口及び世帯数並びに外国人人口及び外国人のみ世帯数の推移」についてです。

こちらは、前回の審議会でお話があったもので、杉並区の外国人の実態についてどうなっているのかということで、ごみの捨て方の話で出てきたかと思えます。簡単にご説明いたします。

表の平成25年度は、杉並区の人口総数が54万2,956人、外国人の総数が1万709人。世帯数で言いますと、杉並区の世帯数が30万1,516世帯、外国人のみの世帯は6,451世帯でした。

その後、杉並区の総人口も増えておりますけれども、外国人の総数、また外国人のみの世帯数も増えており、25年度と比べますと、平成30年度は、外国人の総数は165.49%となっています。外国人のみの世帯は、189.15%ということで、外国人、平成25年は1万人ちょっとでしたけれども、1万7,722人ということで、大きく増加をしているということです。

現在の内訳ですが、一番多い方が、中国籍の方。2番目が韓国、朝鮮ということです。3番目がネパール。4番目がベトナム。5番目が台湾というような内訳になっています。

この外国人の資料については以上です。

また、前回会議の中で、犬等によるふんや騒音などによる被害件数のことについて、最近の傾向はどうなっているのかというようなことでお話がありました。

<p>会 長</p>	<p>保健所のほうで確認をしたところ、相談件数は10年前に比べて大きく減っておりまして、現在も減少傾向にあるということでした。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>もともとがごみの話だったと思うので、外国の方が増えている現状の中で、区としては、ごみの分別の仕方とか、こういったご指導をされているのか、もう一度確認してよろしいですか。</p>
<p>杉並清掃事務所長</p>	<p>外国人の方にも、わかりやすくご案内するということで、もちろん、皆さんにお配りしているカレンダーも、英語、韓国語、中国語などで表記しており、集積所に設置している看板も、イラストを多くして、絵だけでわかるようにといったことを工夫しております。また、携帯のアプリの多言語対応など、今、外国籍の方、ネパールですとかベトナムの方が増えていますので、母国語でご案内できるようにアプリのほうを改修し配信をしております。</p> <p>そのほか、外国人の方が多く集まるイベントに出向いたり、個別に、集積所でトラブルなどございましたら、直接、清掃事務所のほうにご相談いただいて、そのときに、職員が出向いて、直接、外国語のご案内のチラシを手渡しする、ポスティングをするなどして協力を求めるといった対策をしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>トラブルとか苦情というのは増えているのですか。やはり住んでいる方が増えているわけですから、増えているのでしょうか。</p>
<p>杉並清掃事務所長</p>	<p>去年ですと、民泊が始まるということで、かなり住民の方も関心が高まっているということもありまして、外国の方のごみ捨てについて、一時期、苦情、要望というのは増えたところではありますが、今は落ちついております。また、外国の方だと区民の方はおっしゃるのですけれど、実際、調査をすると、それは外国の方だけではなくて、日本人の方であったりとかというのもあり、一概に、外国人の増加に比例して、外国人のごみ捨てに対する苦情が増えているとまでは言えないというのが現状です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>オリンピックもありますし、インバウンドというのですか、外国の方も増えているので、観光客も増えていますので、区としても、何かあったときには対応できるように、ぜひご検討いただければと思います。</p> <p>それでは、以上で、第73回杉並区環境清掃審議会を閉会させていただきます。</p> <p>大変お疲れさまでした。ありがとうございました。</p>